（罰則に関する経過措置）

第七条　施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（検討）

第八条　政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の建物の区分所有等に関する法律第二十六条第二項の別段の意思表示等に係る規約の設定又は変更の状況並びに同項に規定する保険金等の請求及び受領の状況等を勘案し、管理者又は区分所有者であった者からの相談に的確に応じることができる体制の整備その他同法の規定の適用を受けるマンション等の共用部分の補修等に係る紛争の予防及び解決のための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

２　政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のマンションの建替え等の円滑化に関する法律、マンションの管理の適正化の推進に関する法律及び独立行政法人住宅金融支援機構法の規定について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（地方自治法の一部改正）

第九条　地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第二マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）の項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「第九条第七項」を「第九条第六項」に改め、「第九十七条第一項」の下に「及び第三項」を加える。

（地方税法の一部改正）

第十条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

附則第十五条の九の三第一項中「第五条の八」を「第五条の二十第一項」に改める。

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）

第十一条　第二号施行日から第三号施行日の前日までの間における前条の規定による改正後の地方税法附則第十五条の九の三第一項の規定の適用については、同項中「第五条の二十第一項」とあるのは、「第五条の十八」とする。

（建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部改正）

第十二条　建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第三項中「同項の」を「同条の」に、「区分所有者及び議決権の各四分の三以上の多数による集会の決議」とあるのは「集会において、区分所有者（議決権を有しないものを除く。以下この項及び第三項において同じ。）の過半数（これを上回る割合を規約で定めた場合にあつては、その割合以上）の者であつて議決権の過半数（これを上回る割合を規約で定めた場合にあつては、その割合以上）を有するものが出席し、出席した区分所有者及びその議決権の各四分の三（これを下回る割合（二分の一を超える割合に限る。）を規約で定めた場合にあつては、その割合）以上の多数による決議」とあり、及び同条第三項中「集会において、区分所有者の過半数（これを上回る割合を規約で定めた場合にあつては、その割合以上）の者であつて議決権の過半数（これを上回る割合を規約で定めた場合にあつては、その割合以上）を有するものが出席し、出席した区分所有者及びその議決権の各四分の三（これを下回る割合（二分の一を超える割合に限る。）を規約で定めた場合にあつては、その割合）以上の多数による決議」とあるのは、」に、「同項ただし書」を「同条第五項」に改める。

（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の一部改正）

第十三条　密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「建替え決議」の下に「、同法第六十四条の七第一項の規定による建物取壊し敷地売却決議又は同法第六十四条の八第一項の規定による取壊し決議」を、「第六十四条」の下に「（同法第六十四条の七第三項及び第六十四条の八第三項において準用する場合を含む。）」を、「より建替え」の下に「、建物の取壊し及び建物の敷地（これに関する権利を含む。）の売却又は取壊し」を加える。

（独立行政法人都市再生機構法の一部改正）

第十四条　独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項第四号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「第百五条の二」を「第百六十三条の六十」に改める。

（長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正）

第十五条　長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第八項中「第五条の八」を「第五条の二十第一項」に改める。

（長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十六条　第二号施行日から第三号施行日の前日までの間における前条の規定による改正後の長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第八項の規定の適用については、同項中「第五条の二十第一項」とあるのは、「第五条の十八」とする。

（所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部改正）

第十七条　所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

目次及び第三章第四節の節名中「民法」の下に「及び建物の区分所有等に関する法律」を加える。

第四十二条第五項中「又は」を「若しくは」に、「の規定による命令」を「又は建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第四十六条の二第一項、第四十六条の八第一項若しくは第四十六条の十三第一項の規定による命令」に改める。

（政令への委任）

第十八条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年五月三十日

内閣総理大臣　石破　茂

総務大臣　村上誠一郎
法務大臣　鈴木　馨祐
財務大臣　加藤　勝信
国土交通大臣　中野　洋昌
内閣総理大臣　石破　茂

法律第四十八号

森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律

（森林経営管理法の一部改正）

第一条　森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五章　災害等防止措置命令等（第四十二条・第四十三条）」を「第五章　経営管理の集積及び経営管理権利の設定（第四十四条―第五十条）
第六章　地域経営管理権利集積計画の作成等（第五十一条―第五十六条）
第七章　災害等防止措置命令等（第五十七条―第六十二条）」に、「第六章　雑則（第六十三条）」を「第八章　雑則（第六十三条）」に、「第四十四条―第四十六条」を「第六十四条―第六十六条」に、「第四十七条」を「第六十七条」に改める。

第二章第一節の節名を削る。

第十条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第十一条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第十二条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第十三条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第十四条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第十五条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第十六条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第十七条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第十八条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第十九条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第二十条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第二十一条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第二十二条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第二十三条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第二十四条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第二十五条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第二十六条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第二十七条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第二十八条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第二十九条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第三十条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第三十一条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第三十二条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第三十三条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第三十四条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第三十五条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第三十六条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第三十七条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第三十八条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第三十九条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第四十条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第四十一条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第四十二条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第四十三条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第四十四条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第四十五条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第四十六条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第四十七条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第四十八条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第四十九条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第五十条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第五十一条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第五十二条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第五十三条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第五十四条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第五十五条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第五十六条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第五十七条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第五十八条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第五十九条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第六十条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第六十一条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第六十二条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第六十三条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第六十四条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第六十五条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第六十六条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第六十七条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第六十八条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第六十九条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第七十条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第七十一条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第七十二条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第七十三条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第七十四条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第七十五条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第七十六条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第七十七条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第七十八条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第七十九条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第八十条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第八十一条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第八十二条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第八十三条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第八十四条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第八十五条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第八十六条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第八十七条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第八十八条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第八十九条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第九十条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第九十一条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第九十二条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第九十三条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第九十四条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第九十五条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第九十六条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第九十七条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第九十八条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第九十九条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百一条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百二条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百三条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百四条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百五条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百六条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百七条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百八条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百九条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百十条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百十一条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百十二条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百十三条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百十四条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百十五条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百十六条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百十七条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百十八条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百十九条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百二十条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百二十一条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百二十二条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百二十三条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百二十四条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百二十五条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百二十六条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百二十七条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百二十八条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百二十九条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百三十条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百三十一条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百三十二条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百三十三条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百三十四条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百三十五条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百三十六条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百三十七条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百三十八条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百三十九条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百四十条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百四十一条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百四十二条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百四十三条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百四十四条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百四十五条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百四十六条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百四十七条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百四十八条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百四十九条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百五十条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百五十一条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百五十二条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百五十三条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百五十四条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百五十五条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百五十六条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百五十七条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百五十八条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百五十九条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百六十条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百六十一条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百六十二条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百六十三条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百六十四条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百六十五条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百六十六条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百六十七条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百六十八条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百六十九条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百七十条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百七十一条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百七十二条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百七十三条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百七十四条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百七十五条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百七十六条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百七十七条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百七十八条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百七十九条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百八十条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百八十一条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百八十二条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百八十三条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百八十四条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百八十五条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百八十六条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百八十七条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百八十八条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百八十九条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百九十条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百九十一条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百九十二条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百九十三条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百九十四条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百九十五条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百九十六条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百九十七条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百九十八条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第百九十九条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第二百条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第二百一条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第二百二条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第二百三条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第二百四条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第二百五条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第二百六条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第二百七条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第二百八条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第二百九条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第二百十条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第二百十一条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第二百十二条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第二百十三条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第二百十四条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第二百十五条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第二百十六条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第二百十七条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第二百十八条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第二百十九条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第二百二十条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第二百二十一条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第二百二十二条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第二百二十三条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第二百二十四条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第二百二十五条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第二百二十六条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第二百二十七条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第二百二十八条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第二百二十九条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第二百三十条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第二百三十一条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第二百三十二条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第二百三十三条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第二百三十四条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第二百三十五条第一項中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

第二百三十六条第一項中「第四十四条第一項」を「第